

市町村の学童保育に関する条例の具体例

<公立公営・運営条例>

■文京区育成室運営条例 平成13年3月21日

(目的)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行うことにより、保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において適切な保護を受けることができない小学校（小学校に相当する学校を含む。以下同じ。）に在学する児童に対し、遊びと生活の場を提供してこれを保護し、もってその健全な育成を図ることを目的とする。

(育成室)

第二条 前条に規定する事業は、規則で定める育成室において行う。

(対象児童)

第三条 育成室を利用できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす児童とする。

- 一 区の区域内に住所を有すること。
- 二 小学校第一学年から第三学年までに在学していること。
- 三 保護者が規則で定める事由に該当することにより、昼間家庭において適切な保護を受けることができないこと。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める者は、育成室を利用することができる。

(利用の承認)

第四条 育成室を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、規則で定める基準に従い、当該児童の保護者の就労、疾病等の状況を審査し、承認の可否を決定するものとする。

3 区長は、第一項の承認をするに際して、育成室の運営上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第五条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないものとする。

- 一 児童が疾病その他の事由により集団生活に適さないと認められるとき。
- 二 育成室の運営上支障があると認められるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が特に利用を不適當であると認めたとき。

(保育料)

第六条 保育料は、児童一人につき月額七千円とする。

2 第四条第一項の規定により利用の承認を受けた児童の保護者は、規則で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。

(保育料の減額又は免除)

第七条 区長は、規則で定めるところにより、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の不還付)

第八条 既に納付した保育料は、還付しない。ただし、規則で定めるところにより、その全部

又は一部を還付することができる。

(利用承認の取消し)

第九条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたことが判明したとき。
- 二 前号のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、付則第四項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第六条第一項の規定にかかわらず、平成十三年四月から平成十四年三月までの月分の保育料は、児童一人につき月額三千円とする。

3 この条例の施行の際、現に育成室の利用を承認されている児童は、この条例により育成室の利用の承認を受けたものとみなす。

(準備行為)

4 育成室の利用に係る申請その他の必要な準備については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則 (平成二四年一〇月二日条例第六五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十五年四月から平成二十七年三月までの月分の保育料については、この条例による改正後の文京区育成室運営条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 平成二十五年四月から平成二十六年三月まで 児童一人につき月額五千円
- 二 平成二十六年四月から平成二十七年三月まで 児童一人につき月額六千円

<指定管理者制度導入自治体>

■宗像市学童保育所条例 平成17年6月30日

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の7の規定に基づく放課後児童健全育成事業を行うため、本市に宗像市学童保育所(以下「学童保育所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。(省略)

(開所時間及び休所日)

第3条 学童保育所の開所時間及び休所日は、別表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これらを変更し、又は臨時に開所し、若しくは閉所することができ

る。

(事業)

第4条 学童保育所は、児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、学童保育所の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に学童保育所の管理を行わせることができる。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募により行うものとする。ただし、市長が公募によらない事由があると特に認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により指定管理者が学童保育所の管理を行うときは、指定管理者は、市長の承認を得て第3条の開所時間及び休所日を変更し、又は臨時に開所し、若しくは閉所することができる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する放課後児童健全育成事業の実施に関すること。
- (2) 学童保育所の利用の承認(その取消しを含む。)に関すること。
- (3) 学童保育所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学童保育所の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務に関すること。

(申請の方法)

第7条 第5条第1項の規定による指定を受けようとする者は、市長が別に定める申請書に規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(選定の基準等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を次に掲げる基準により審査し、学童保育所の管理を行うのに最も適当と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が学童保育所の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学童保育所の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、指定管理者が年度の中途において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 学童保育所に係る管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 学童保育所に係る利用料金の収入の実績
- (3) 学童保育所に係る管理経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による学童保育所の管理の実態を把握するために必要な事項

(入所の資格)

第10条 学童保育所に入所することができる児童は、宗像市立小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、保護者の就労等の事由により、放課後帰宅しても家庭に監護する者がいない児童とする。ただし、放課後児童がおかれている実情を勘案し、児童の健全育成上市長(第5条第1項の規定により指定管理者が管理を行う場合にあっては、指定管理者。次条、第12条、第15条及び第16条において同じ。)が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(入所の承認)

第11条 学童保育施設に入所しようとする児童の保護者は、市長の承認を受けなければならない。

(入所の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、学童保育所の利用を停止させ、又は前条の承認をせず、若しくは既にした承認を取り消すことができる。

- (1) 児童が第10条の資格に該当しなくなったとき。
- (2) 児童が正当な理由がなく長期間第4条に規定する放課後児童健全育成事業を利用しないとき。
- (3) 児童が疾病その他の事由により集団生活に適さないと認められたとき。
- (4) 保護者が偽りその他不正な手段により入所の承認を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学童保育所の運営上支障があると認められたとき。

(利用料金)

第13条 第11条の承認を受けた者は、学童保育所の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、月額7,000円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第14条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、学童保育所の利用料金を当該学童保育所の指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の返還)

第15条 既に納入された利用料金は、返還しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減額)

第16条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減額することができる。

(原状回復)

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、学童保育所の施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 指定管理者又は学童保育所を利用する者が、その責めに帰すべき理由により学童保育所の施設若しくは附属設備をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条から第9条まで、第14条及び第17条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に学童保育所に入所している児童の当該学童保育所の利用料金に関する第13条第2項の規定の適用については、同項中「月額6,500円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」とあるのは「月額6,500円(玄海小学校学童保育所及び玄海東小学校学童保育所については、月額5,500円)」と読み替えるものとする。

(準備行為)

3 第5条第1項の規定による指定に関し必要な行為は、附則第1項に規定する施行の日前においても第7条の例により行うことができる。

<実施条例・委託>

■ 篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例 平成21年3月27日

(目的)

第1条 この条例は、本市が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)に関しその基本的事項を定めることにより、当該事業の円滑かつ適正な実施を確保し、もって児童の健全な育成を図るとともに、その保護者の子育てを支援することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 事業を実施する施設(以下「児童クラブ」という。)の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業の委託)

第3条 市長は、事業の全部又は一部(第9条に規定する利用料の減免を除く。)を適切な事業の運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

(入所の資格)

第4条 児童クラブに入所できる者は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

(1) 篠山市内に住所を有し、篠山市立小学校及び中学校の設置に関する条例(平成11年篠山市条例第77号)に規定する小学校に在学する児童

(2) 保護者(法第6条の保護者をいう。以下同じ。)及び同居の親族その他の者の就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において適切な保育を受けることができない児童

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた児童は、児童クラブに入所することができる。

(入所の承諾)

第5条 児童を児童クラブに入所させようとする保護者は、毎年度、市長に申請し、その承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の承諾に児童クラブの管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することが

できる。

(入所承諾の取消し)

第6条 市長は、前条第1項の承諾を受けた児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、入所の承諾を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 第8条に規定する利用料を3か月以上滞納したとき。
- (3) 承諾に付した条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により承諾を受けたとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき。

(退所等の届出)

第7条 保護者は、児童クラブを退所させようとするとき、若しくは休所させようとするとき、又は第5条第1項の申請内容に変更があったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(利用料)

第8条 第5条の承諾を受けた保護者は、利用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料は、別表第2に定める額とする。

(利用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

第10条 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(篠山市放課後児童健全育成事業実施要綱の廃止)

2 篠山市放課後児童健全育成事業実施要綱(平成11年篠山市要綱第24号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の篠山市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年9月22日条例第20号)抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。